

議員提出議案第3号

中間市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、議会の議決を求める。

令和3年3月25日提出

提出者	中間市議会議員	中野 勝寛
賛成者	〃	柴田 広辞
〃	〃	下川 俊秀

中間市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

中間市議会の議員の定数を定める条例（平成14年中間市条例第26号）の一部を次のように改正する。

本則中「17人」を「16人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の中間市議会の議員の定数を定める条例の規定は、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

中間市議会の議員の定数を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
中間市議会の議員の定数は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定により <u>16人</u> とする。	中間市議会の議員の定数は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定により <u>17人</u> とする。